

公益財団法人明日佳
令和 8 年度第 7 回理事会決議省略(みなし決議)提案書

令和 8 年 7 月 15 日

理事各位

公益財団法人明日佳
理事長 小野寺 眞悟

【件名】

第 1 号議案

小野寺眞悟杯北海道特別支援学校フットサル大会運営ボランティア謝金支出規程の件
(決議省略の提案)

【提案の趣旨】

第 1 号議案

本規程は、「小野寺眞悟杯北海道特別支援学校フットサル大会」において、運営に協力するボランティアへの謝金支出について、その趣旨(感謝の意思)、支出基準、会計処理、税務取扱い、手続を明確化し、財団としての透明性・適正性を確保するために制定するものである。

本大会は当法人の主要な事業であり、多数のボランティア協力により円滑に運営されており、従来より一律 1 万円の謝金を支出しているが、内部規程として明文化することで、支出の根拠を明確にし、会計監査・ガバナンスの観点から適正な運用を担保する必要がある。

以上の理由から、本規程を制定し、決議を省略して理事長決裁により、適正・的確に施行することを提案する。

このことについて、一般法人法第 197 条及び定款第 34 条第 2 項に基づき、理事会決議を省略し、理事全員の書面同意をもって決議があったものとみなしたい。

【決議事項】

- 1 小野寺眞悟杯北海道特別支援学校フットサル大会運営ボランティア謝金支出規程の件
- 2 施行日は、理事全員の同意書における最終同意日とする。

【添付資料】

小野寺眞悟杯北海道特別支援学校フットサル大会運営ボランティア謝金支出規程

資料 小野寺眞悟杯北海道特別支援学校フットサル大会 運営ボランティア謝金支出規程
(公益財団法人明日佳 内部規程)

第 1 条(目的)

本規程は、当財団が実施する「小野寺眞悟杯北海道特別支援学校フットサル大会」(以下「大会」という。)において、運営に協力するボランティアに対し、適正かつ透明性のある手続に基づき謝金を支出するために必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条(支出基準)

謝金の支出額は、1人につき一律1万円(手取り額)とする。

ただし、事務局長の協議を経て、理事長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

第 3 条(支出対象)

謝金の支出対象は、次の各号に該当する者とする。

- 1 大会当日に運営補助、受付、誘導、記録、補助業務等に従事した者
- 2 理事長が大会運営上必要と認めた協力者

第 4 条(支出区分)

謝金の会計上の区分は、次のとおりとする。

- 1 勘定科目:諸謝金
- 2 支出名目:大会運営協力者謝金
- 3 摘要:小野寺眞悟杯北海道特別支援学校フットサル大会運営協力に対する謝金(手取り 1 万円・税負担当財団)

第 5 条(事前手続)

大会事務局は、ボランティアの人数・役割・配置計画を作成し、理事長の承認を得なければならない。

第 6 条(支出決裁)

謝金の支出は、事務局長が起案し、理事長の決裁を経て行うものとする。

第 7 条(支出方法)

謝金は、原則として大会当日に現金または事前準備した封筒により支給する。

必要に応じて、銀行振込による支給を認める。

第 8 条(受領確認)

謝金を受領した者は、氏名・住所(連絡先)を記載した「謝金領収一覧書」に署名し、事務局に提出するものとする。

第 9 条(源泉徴収)

謝金は、国税庁が定める源泉徴収対象報酬に該当するため、源泉徴収を行う。

第 10 条(記録の作成)

事務局は、謝金支出に関する次の記録を作成し、保存しなければならない。

- 1 ボランティア名簿
- 2 謝金領収一覧書
- 3 支出決裁書
- 4 大会運営計画書(ボランティア配置含む)

第 11 条(保存期間)

前条の記録は、会計年度終了後5年間保存する。

第 12 条(改廃)

本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

令和 8 年 7 月〇〇日制定